

鳥取縣公報

第七拾五號

昭和四年十二月十七日

火曜日

訓令

◆鳥取縣訓令甲第二十六號

大正十四年十一月十一日鳥取縣訓令甲第十四號會社統計規則第一條ニ依ル會社票進達方ノ件ハ之ヲ廢止ス

昭和四年十二月十七日

鳥取縣知事 久保豐四郎

◆鳥取縣訓令甲第二十七號

昭和四年十一月十一日商工省令第十七號工場調査規則取扱手續左ノ通定ム

市町村長

昭和四年十二月十七日

鳥取縣知事 久保豐四郎

工場調査規則取扱手續

第一條 市町村長ハ工場調査規則第一條及第二條ニ該當スル工場ヲ調査シ其ノ主要事業工場名及所在地ヲ各條各號毎ニ區別シ毎年一月十日迄ニ知事ニ報告スヘシ

第二條 市町村長ハ工場調査規則第二條ニ掲クル工場ニシテ毎年一月一日ヨリ六月末日迄ノ間ニ生シタル開業、休業及廢業ニ付別記様式ニ依リ七月二十日迄ニ知事ニ報告スヘシ

附則

本令ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和三年十二月鳥取縣訓令甲第二十七號軍需調查令取扱手續ハ之ヲ廢止ス
別記様式

姓名	異動ノ事實	主要事業	工場名	工場所在地	異動發生ノ時期	自昭和		備考
						至昭和	年一月一日 年六月末日	

告示

鳥取縣告示第三百二十六號
明治三十九年四月勅令第九十六號ニ依リ神饌幣帛料ヲ供進スヘキ神社ヲ左ノ通指定ス
昭和四年十二月十七日 鳥取縣知事 久保豊四郎

社格	所在	地	神社名
村社	氣高郡豊實村大字下段	下	段神社

鳥取縣告示第三百二十七號
吳鎮守府ニ於テ昭和五年度海軍志願兵左ノ通徵募セラル志願者ハ左記事項ヲ知ノ上願書ヲ二月末日迄ニ居住地ノ市町村長ニ差出スヘシ

市町村長ハ三月五日迄ニ之ヲ知事ニ進達スヘシ
昭和四年十二月十七日

鳥取縣知事 久保豊四郎

一、徵募兵種及採用員數左ノ如シ

- 水兵 八五〇 (内掌電信兵 一〇〇) 航空兵 約三〇
- 機關兵 六一〇 軍樂兵 一八
- 船匠兵 二五 看護兵 三〇
- 主計兵 七〇

二、志願兵年限年齡左ノ如シ

水兵(掌電信兵ヲ除ク)機關兵、船匠兵、看護兵、主計兵滿十七歲以上滿二十一歲未滿(明治四十二年十二月三日生ヨリ大正二年十二月二日生迄) 水兵(掌電信兵タラムコ)滿十五歲以上滿十九歲未滿(明治四十四年十二月二日生ヨリ大正四年十二月二日生迄) 航空兵滿十五歲以上滿十七歲未滿(大正二年十二月三日生ヨリ大正四年十二月二日生迄) 航空兵滿十五歲以上滿十七歲未滿(大正二年十二月三日生ヨリ大正四年十二月二日生迄) 軍樂兵滿十六歲以上滿二十歲未滿(明治四十三年十二月二日生ヨリ大正三年十二月二日生迄)

海軍兵員願

(用紙半紙)

- 一、希望兵種第一、何兵 第二、何兵
- 二、教育程度何郡(市)何尋常小學校卒業
- 三、體重(何貫匁)(斤)
- 四、身長(何尺何寸)(厘)

右海軍兵員志願ニ付御検査ノ上御採用相成度候様御申立被下度此段相願候也
年月日

(假名ヲ附スルコト) 何 誰 年月日 生
親見者又ハ後見人 氏 氏 名 名
④ ④

知事宛

備考 船匠兵志願者ニアリテハ六ヶ月以上木工ノ職業ニ従事セル經歷アルコトノ市町村長ノ證明書ヲ願書ニ添附ノコト

五、右ノ外詳細ナル事項ハ市町村役場ニ就キ承合スヘシ
鳥取縣告示第三百二十八號
昭和四年十二月産婆名簿ヲ取消セシ者左ノ如シ

鳥取縣知事 久保 豊 四郎
本籍 鳥取縣西伯郡逢坂村大字下市七十七番地
住所 同上

昭和四年十一月二十四日付關東州老虎會轉山屯一番地ニ住所移轉ニ付名簿取消方出願ニ對シ昭和四年十二月三日名簿取消
佐々木 無江

彙報

市町村吏員異動

昭和四年十二月十日就任 一東伯郡以西村長 一中井 猶藏

昭和四年十二月十七日印刷 (定算小口一枚參厘四毛) 昭和四年十二月十七日發行

發行者 鳥取縣鳥取市東町 縣
印刷者 鳥取縣氣高郡大正村大字古海 取
松江刑務所鳥取支所